

ウィーン市長ヴォルフガング・ホルツァーと 1462-63年の叛乱

池田利昭

1. はじめに
2. 出自と経歴
3. 政治活動（1446年から1456年まで）
4. ウィーンへの帰還と復権（1457年から1460年まで）
5. 叛乱（1461年から1463年まで）
6. おわりに

1. はじめに

ウィーンにおける1462-63年の叛乱の指導者で、1463年に刑死したヴォルフガング・ホルツァー Wolfgang Holzer の評価は、これまでおもに皇帝フリードリヒ3世の妻エレオノーレ Eleonore の宮廷詩人ミハエル・ベーハイム Michael Behaim による、ホルツァーに対する攻撃的で侮蔑的な人物評の影響を受けてきた。ベーハイムは、ホルツァーを「ウルリヒ・フォン・アイツィング（後述）の粗野で下賤な子分」「多量な行動力と功名心」「民衆扇動的な雄弁」「皇帝と皇后に対する無礼で見せかけの振る舞い」「粗暴な成り上がり者で反逆者」などと評している¹⁾。こうした否定的な評価が影響してか、1462-63年の叛乱におけるホルツァーに触れた文献では、ただ彼の行動や振る舞いが叙述されるだけで、彼の政治構想が検討されることはなかった²⁾。しかしベーハイムの評価には、叛乱の際、ホルツァー率いる叛乱側市民によって皇帝や皇后とともに7週間にわたってウィーン宮城で包囲された彼の党派性が含まれていることは当然考慮されねばならない。またホルツァーの行動から、彼の強い権力欲や所有欲を読み取ることができたとしても、そのことが、ホルツァーに政治構想の存在を否定する理由にはならないであろう。

ウィーンは13世紀末以降オーストリアにおけるハプスブルク家支配の中心地として、ほぼ一貫して君主の強い影響下にあった。そして最終的には16世紀初頭にその市民的自治をおおむね喪失する。そのため、ホルツァーの活動にせよ、あるいは1462-63年の叛乱にせよ、そこにいたる過程の1つの出来事として扱われるに過ぎず、通史などで比較的詳しく叙述されることはあっても、それらの歴史的特質が検討されることはあまりなかった³⁾。

そこで本稿では、厳密な史料批判に基づいてヴォルフガング・ホルツァーの人生を追ったりヒャルト・ベルガーの論考⁴⁾をおもに参照して、ホルツァーの政治活動と政治構想を分析し、最後にその結果を踏まえて1462-63年の叛乱の歴史的特質を検討したい。以下ではまず、ホルツァーの出自と経歴について叙述する。

2. 出自と経歴

ヴォルフガング・ホルツァーは製パン親方シュテファン・シュッセルシュピューラー-Stefan Schüsselspülerとカトライ Kathrei とのあいだに1420年頃生まれた⁵⁾。シュテファンの故郷は下オーストリアのキルプ Kilb であったが、ヴォルフガングがそこで生まれたのか、あるいはウィーンで生まれたのかはわからない。カトライは1434年までに同じ製パン親方のハンス・ホルツァー-Hans Holzer と再婚している⁶⁾。したがってヴォルフガングは実父の姓ではなく、継父の姓を名のって社会に出たことになる。シュテファン・シュッセルシュピューラーもハンス・ホルツァーもある程度の財産を所有していた。例えばハンス・ホルツァーはウィーン在市壁外に数件の家屋を所有し、また1436年にはウィーン郊外にブドウ畑を購入している。しかし両者とも市壁内に居を構えたり、あるいは官職に就いたりすることはなかった⁷⁾。よってヴォルフガングは中層市民的環境のなかで育ったといえよう。

ヴォルフガング・ホルツァーはおそらく、後述するプレスブルク(ブラティスラヴァ)に住む継父の親戚の支援をうけて、ハンガリー産の牛馬や貴金属をオーストリアや南ドイツに輸出する事業に乗り出し、すでに20代の頃には大きな財を成していた⁸⁾。この遠隔地商業の富によって、彼は上層市民に仲間入りするきっかけを掴んだ。なぜなら、中世後期ウィーンに

においては遠隔地商業で富裕になった市民が上層市民層の核を形成していたからである⁹⁾。1445年以降ホルツァーは、造幣所仲間 Münzer-Hausgenossen の一員として確認される。造幣所仲間団体 Münzer-Hausgenossenschaft はオーストリア大公レオポルト 5 世（在位：1177-1194年）の時代にウィーンに設置された。48名のウィーン市民で構成されるその団体は、領邦君主から貨幣製造を委託され、さらに貴金属の調達や両替業にも従事し、それらの事業から上がる利益を構成員に分配した。この利益を自らの事業に必要な資本とすることができた造幣所仲間は中世後期を通じてウィーンの上層市民の主流を占めるようになる¹⁰⁾。

このようにホルツァーが短期間のうちに商人として成功し、上層市民の仲間入りを果たすことができた理由として、2度の結婚を通じた姻戚関係が有利に働いたと考えられる¹¹⁾。ホルツァーの最初の結婚の時期はわからないが、1445年9月13日の時点ですでに2度目の結婚をしている。最初の妻はバルバラ Barbara といい、結婚の際すでに父を失っていたため、傍系親族に当たるエアハルト・ギーサー Erhart Giesser が彼女の嫁入り支度を整えた。ギーサーはヴェルス（上オーストリア）出身で、1422年以降ウィーンでの存在が確認される。彼は1428年から1440年までの間オーストリア大公の財務系官職を何回か歴任し、おそらくそれとの関係で塩販売の特許を得ている。その後1441年にウィーンのゲナンテン Genannten¹²⁾に、1442-1445年には参事会員に選ばれ、この間商業活動にも従事している。また造幣所仲間の一員でもあった。ウィーン内外に多数の家屋、ブドウ畑、耕地、牧草地、礼拝堂を所有していた。ギーサーは1445年に死去したが、その際ホルツァーはギーサーの造幣所仲間資格を114ポンドで購入し¹³⁾、前述のように、造幣所仲間に加わった。

ホルツァーは1445年にマルグレート Margret と2度目の結婚をしている¹⁴⁾。マルグレートの父はすでに1436年に死去しており、マルグレートがホルツァーと結婚した時、彼女の母カトライ Kathrei はすでにクリスタン・ヴィッシンガー Kristan Wissinger と2度目の結婚をしていた。ヴィッシンガーはケンプテン（バイエルン）の出身で、1423年までにウィーンに移住し、1442年の時点で商事会社を経営していた。彼もまたウィーン内外に多数の家屋やワイン畑を所有しており、1454年の資産報告では市で最も富裕な層に属していた。ヴィッシンガーは1442年以来ゲナンテンであったことが確認され、1446、1450-1452、1454、1456、1462、1474年

に参事会員に選ばれている。

その他、姻戚にかかわることではないが、プレスブルク（ブラティスラヴァ）にはヴォルフガング・ホルツァーの継父ハンス・ホルツァーの血縁者がいた¹⁵⁾。そのうち老アンドレ・ホルツァー Andre Holzer と若アンドレ・ホルツァーは1440年代末から1490年代にかけてプレスブルクの都市裁判官、参事会員、市長を歴任している。ハンガリーにおける商業の中心地であるプレスブルクにこのような有力な親戚がいたことは、ヴォルフガング・ホルツァーにとって、とりわけハンガリーにおける商業活動に際して有利に働いたに違いない。彼が実父の姓である Schüsselspüler ではなく、継父の姓である Holzer を名のつたのは、その点を考慮してのことかもしれない。

ヴォルフガング・ホルツァーの資産についても簡単に見てみよう¹⁶⁾。彼は1443年以降ウィーン市壁内の家屋の購入、時に売却を繰り返し、さらに1447、1449年にはウィーン郊外のワイン畑を購入している。1454年の資産報告では市で最も富裕な層に属していた。しかしホルツァーは後述する1456年の政変の際に資産の大部分を失ってしまう。彼は政敵の命令で捕らえられ、その後大金を支払って釈放されたが、その支払いのためにウィーン市内の家屋を売却して2500ポンドを確保しなければならなかった。もっとも、彼は1457年にプレスブルクでの亡命生活を終え、ウィーンに戻った後その一部を買い戻している。

ホルツァーの債権者としての活動も確認されている¹⁷⁾。貸し付けの相手は手工業者から貴族、皇帝に至るまでさまざまであった。1462年には皇帝フリードリヒ3世に対して、ホルツァーが皇帝の他の債権者から請け出した、シュヴェヒャト（ウィーン南東郊）の関税と間接税を担保に2000ポンド貸し付けている。また1462年あるいは63年にはオーストリア大公アルブレヒト6世に対して、ヴァイテネック城（下オーストリア）を担保に資金を貸し付けている（金額は不明）。

以上で見えてきたように、ヴォルフガング・ホルツァーは商人として成功して財を築き、2度の結婚を通じて参事会員と姻戚となり、こうして一代のうちに上層市民へと昇った。このような社会的上昇は、閉鎖的な都市貴族層が存在しなかった当時のウィーンでは珍しいことではなかった。ウィーンには13世紀中頃まで遡ってその存在が確認され、中世末期までその一部が存続した「騎士市民」Erbbürger と呼ばれる門閥の他に、常に

新しい家門が、移住を通じてあるいは社会的上昇を通じて、都市支配層に加わっていた。すでに13世紀末には手工業者から上昇した家門が都市支配層の中に見られるように、この層は多様で幅広く、流動的であった。また都市支配層に属する家門は、騎士や他都市の支配層とだけではなく、手工業者や小売商人とも姻戚関係を結んでいた¹⁸⁾。ホルツァーの社会的上昇は、やがて16世紀以降到来する、強い差異意識が上から下へと貫徹された近世ウィーン社会とは異なる、階層間の垣根の低い時代のウィーンにおいて実現したのである。

3. 政治活動（1446年から1456年まで）

本節では、ヴォルフガング・ホルツァーがはじめて政治の場に現われる1446年から、一時的に失脚し、亡命を余儀なくされる1456年までを見てみたい¹⁹⁾。この間、彼の政治活動の舞台となったウィーンは、下オーストリア、ボヘミア、ハンガリーの相続期待権を持つラディスラウスの後見であるドイツ王フリードリヒ3世と、その後見政治に対立するオーストリア等族との間で揺れ動く²⁰⁾。ホルツァーは、このような政治的動揺のなかで頭角を現し、また一時的に没落するのである。

まずホルツァーは、1446年11月30日にヴィーナーノイシュタット（当時はシュタイアーマルク）で開かれたハンガリー摂政フニャディとの講和会議においてウィーン使節団の1人として現れる。それより前、フニャディは、ラディスラウスとハンガリー王冠を武力でフリードリヒ3世から奪取しようと試み、失敗したが、その際ウィーンはフリードリヒを支援するために部隊を送っていた。ウィーン使節団は、都市裁判官、2名の参事会員、2名のゲマイン *Gemein*（参事会員とゲナンテンを除く1700名以上のウィーン市民からなる団体²¹⁾）代表から成っていたが、ゲマイン代表の1人がホルツァーであった。このことから、ホルツァーが当時すでに活動的な政治家として注目されていたことがうかがえる。

続いてホルツァーはウルリヒ・フォン・アイツィング *Ulrich von Eitzing* のアジテーターとして確認される。アイツィングは上オーストリア出身のフライヘルで、フリードリヒ3世の後見政治に対する、オーストリア等族の不满を主唱していた²²⁾。1451年10月アイツィングの主導で、ラディスラウスをフリードリヒの後見から解放し、等族委員会の保護のもとに置く

ことを目的としたマイルベルク同盟 *Mailberger Bund* が結成され、それには219の上級貴族身分(ヘレン)と騎士身分、22の高位聖職者身分、13の都市が参加し、またハンガリーやボヘミアも同盟を支援した²³⁾。1452年フリードリヒがローマでの皇帝戴冠から帰国すると、同盟軍はウィーン・ノイシュタットのフリードリヒの宮廷に迫った。同年9月4日フリードリヒは屈服し、ラディスラウスを彼の母方の親族である伯ウルリヒ・フォン・ツィリ *Ulrich von Cilli* に引き渡した²⁴⁾。同盟軍にはウィーン軍も参加し、また9月13日ラディスラウスはツィリ伯の保護の下、ウィーン市民の歓呼に迎えられて入市したが、同盟において積極的な役割を担ったのは貴族たちで、ウィーンは追隨的な立場であった。ホルツァーはアイツィングの熱狂的な支持者として、ウィーン市民団の中でフリードリヒに対する叛乱のために活動した。ラディスラウスは、1452年9月29日にホルツァーを造幣長官 *Münzmeister* に任命することでそれに報いた。造幣長官は、造幣所仲間を監督するオーストリアの通貨制度の責任者で、富裕で、経済に通曉したウィーン市民だけに委託されてきた²⁵⁾。また彼は1453年から1455年まで参事会員に選ばれている。こうしてホルツァーは都市支配層に仲間入りしたのである。

皇帝に対する叛乱後、ツィリ伯は若いラディスラウスの側近として権力を握り、ラディスラウスをボヘミア王に戴冠させようとするが、1453年になると、強引な政治運営、横柄な態度、奢侈からツィリ伯に対する反感が強まった。アイツィングは反ツィリ伯派を結集し、フニャディとボヘミアの摂政ポジェブラトの協力を得てツィリ伯を排除する。ホルツァーはこの時もアイツィングと行動を共にした。ツィリ伯は故郷に引きこもり、アイツィングは指導権を確立したが、それも一時的で1455年になると情勢は変化する。ツィリ伯はウィーンに戻り、復権する。なぜならラディスラウスは、フリードリヒ3世との領土争いのためにツィリ伯の力を必要としていたからだ²⁶⁾。

ツィリ伯の復権とアイツィングの失脚により、ホルツァーの立場は変転する。1456年7月にホルツァーは、先にツィリ伯の追放に協力したこと、彼と彼の情婦を文書と言葉で公に侮辱したことにより、捕らえられた。また同様にアイツィングを支持した元ウィーン市長オズヴァルト・ライヒオルフ *Oswald Reicholf* と後のウィーン市長ヤーコブ・シュタルヒ *Jakob Starch* も捕らえられた。ホルツァーら3人は拷問され、斬首刑に処せられ

かけたが、多額の身代金を払って釈放された²⁷⁾。ホルツァーは1456年10月頃以降プレスブルクで亡命生活に入る。その一方で当時のウィーン市長ニクラス・テシュラーNiklas Teschlerはツィリ伯を支持したことにより、同年8月にホルツァーにかわって造幣長官に就いている²⁸⁾。このようにツィリ伯とアイツィングの主導権争いは、ウィーン支配層の間に亀裂をもたらし、1462-63年の叛乱の伏線となる。

4. ウィーンへの帰還と復権（1457年から1460年まで）

ホルツァーが投獄され、亡命している間にもウィーンをとりまく政治情勢は激しく変転した。1456年8月11日フニャディはペストで急死し、その機会を捉えてウルリヒ・フォン・ツィリはハンガリーでの権力の掌握を試みるが、同年11月9日にフニャディの息子に暗殺される²⁹⁾。その結果、再びウルリヒ・フォン・アイツィングがラディスラウスの宮廷で力を持つようになり、ツィリ伯を支持したウィーン有力市民の追い落としに着手する。1457年10月にアイツィングは、かつて2度ウィーン市長に就き、ドイツ王アルブレヒト2世によって騎士に叙任され、1453年以来オーストリアの財務行政を掌握する、財務長官Hubmeisterの要職に就いていたコンラート・ヘルツラーKonrad Hölzlerを罷免したうえに、逮捕拘禁し、財産を没収した。また前述のウィーン市長兼造幣長官テシュラーも同年10月28日に罷免された³⁰⁾。さらにアイツィングは10月31日にウィーン参事会選挙を強行した。参事会選挙は通常毎年12月21日に行われるため、この異例の選挙はウィーン市民団の中に深い亀裂を作ることになった³¹⁾。

ホルツァーはこの政変の勝利者であった。彼はすでに1457年2月にアイツィングの庇護の下、亡命生活を終え、ウィーンに帰還していたが、10月31日の参事会選挙の結果、参事会員に選出された³²⁾。またホルツァーの友人ヤーコブ・シュタルヒは市長³³⁾に就いた。

しかしその直後またもや政治情勢が大きく変化する。1457年11月23日ラディスラウスがプラハで急死し、それを機にボヘミアとハンガリーはハプスブルク家から離反しはじめる。他方オーストリアでは、この最後のアルベルト系君主の遺産をめぐる3人のハプスブルガー、すなわちフリードリヒ3世、アルブレヒト6世、ジグムントが対立する展開となる。アルベルト系諸邦のシンボルであり鍵であったウィーンに彼ら3人が続々乗り

込み、滞在する一方で、都市ウィーンは市長ヤーコブ・シュタルヒのもと、中立を堅持した³⁴⁾。このような状況においてオーストリア等族はウルリヒ・フォン・アイツィングの主導のもとウィーンに集まり、1458年1月21日に3人が一致するまで3人に対する服従を拒否すると宣言した。それに対してアルブレヒトは思い切った行動に出る。1458年3月5日彼はアイツィングを自身が滞在するウィーン市内のプラーグハウス Pragma に呼び、反抗的な態度を理由に捕らえ、投獄した。その後アイツィングは1458年10月26日に釈放され、等族同盟の実現のために再び行動するが、1460年に死去する³⁵⁾。

ホルツァーにとってアイツィングの死は手痛い打撃であった。ホルツァーは、彼の死によって政敵が早晚参事会に戻ってくることを計算しなければならなかった。しかし何よりも、政治の世界におけるホルツァーの浮き沈みは10年来アイツィングとともにあった。ホルツァーは雄弁のスタイルをアイツィングから学んだとされる。ホルツァーはアイツィングの熱狂的な支持者であり、アイツィングはホルツァーの偶像であった³⁶⁾。後述するように、ホルツァーはその後、相互に対立するフリードリヒ3世とアルブレヒト6世の間で何度か変節し、そのため前述のように、ミヒヤエル・ベーハイムから「皇帝と皇后に対する無礼で見せかけの振る舞い」と罵られてしまう。そのことを考えれば、ホルツァーが10年間にわたってアイツィングに従ったことは注目に値する。それは単なる権力欲や所有欲からではなく、アイツィングの政治構想への共鳴からではなかろうか。アイツィングは、フリードリヒ3世の後見政治とラディスラウスの遺産をめぐる3人のハプスブルク家君主の対立から生じた混乱・危機を契機として、議会に参集した等族を束ね、領邦政治への等族の影響力を強めるために活動した。この等族運動の主要な担い手は貴族であり、ウィーンをはじめ、諸都市は1つの身分を形成しながら、君主の直轄領に属し、君主の直接支配を受けるという法的立場から、必ずしも活発には行動できなかった³⁷⁾。しかしホルツァーは、アイツィングの政治構想を支持し、等族主導の領邦政治実現のためにウィーン市民団の中で積極的に活動したのである。

ところで、ラディスラウスの遺産をめぐる3人の協議は1458年6月27日に合意に達し、フリードリヒはウィーンを除く下オーストリアを、アルブレヒトは上オーストリアを、ジグムントは上下オーストリアから上がる

収益の3分の1を得ることになった。最も難航したウィーンに関しては、3人の共同統治という、曖昧なかたちで決着した³⁸⁾。

5. 叛乱 (1461年から1463年まで)

(1) 再失脚から決起まで

1460年の参事会選挙では、1457年以来3年ぶりに、ホルツァーや市長シュタルヒの政敵であるニクラス・テシュラーとジモン・ペーテル Simon Pötel が参事会員に選ばれた。さらにホルツァーにとって不愉快なことに、フリードリヒ3世は、彼から造幣長官の地位を取り上げ（ホルツァーは遅くとも1460年初頭までに再び造幣長官職に就いた）、それをテシュラーに委ねた。このような状況下で、ホルツァーは1461年の参事会選挙には立候補できず、他の方法で復権を目指すことになる³⁹⁾。

1460-61年のウィーン内外の状況は混沌としていた。まず傭兵隊長ガマレート・フロナウアー Gamaret Fronauer が1460年に Orth 砦の支配権をめぐってフリードリヒ3世に宣告したフェーデが継続していた。それによってウィーンは、郊外の農地が傭兵に荒らされ大きな損害を被っただけでなく、フリードリヒから間断なく兵を要求され、多大な財政上の負担を強いられた⁴⁰⁾。さらに1460年にフリードリヒ3世は、ウィーンに対して大幅に価値を切り下げた新貨幣の製造を命じた。その結果フリードリヒは莫大な利益を得たが、ウィーンや農村で物価の高騰と物不足が生じ、民衆の生活は大混乱に陥った⁴¹⁾。

こうしてフリードリヒ3世の統治に対する不満は高まり、オーストリアの貴族のみならず、ボヘミア南部やモラヴィアの貴族まで連合してフリードリヒにフェーデを宣告し、1461年6月22日までに到着したフェーデ宣告状は486通を下らなかったという⁴²⁾。このような状況において、等族の中ではアルブレヒト6世に期待する声が高まり、それを受けてアルブレヒトは6月30日に軍を率いてエンス川を越え、その後さらに進軍してウィーンを包囲した。しかしウィーンは皇帝に忠実であり、防戦に努めた。包囲戦は失敗し、8月12日に包囲軍は退却、9月6日皇帝とアルブレヒトの間で1年間の休戦が成立する⁴³⁾。しかしその後もウィーン周辺では戦闘が断続的に繰り返された。

この間ウィーンは、市長クリスタン・プレナー Kristan Prenner のもと

皇帝に忠実であり続けた。参事会ではニクラス・テシュラーやジモン・ペーテルがプレナーを支持し、それに対してヤーコブ・シュタルヒは、アルブレヒト6世にシンパシーを感じていたが、全体としては皇帝に忠実であった。しかし広汎な市民層を代表するゲマインではフリードリヒ3世に対抗的な等族を支持する空気が支配的であった。反皇帝・反参事会のアジテーターは、ホルツァーと医師でウィーン大学教授ハンス・キルヒハイマーHans Kirchhaimer、官房書記ハンス・エーデンアッカーHans Ödenackerであった。彼らはゲマインの不満を巧みに利用し、特に手工業者に多くの支持を見出した⁴⁴⁾。彼らの支持者として、3人の毛皮加工親方、11人の仕立親方、若干の白なめし親方、鋳物親方、金細工親方、小売商人が確認されている。またベーハイムは176名以上のウィーン市民と手工業者の名前を、ホルツァーたちの支持者として挙げている⁴⁵⁾。手工業者層にはもちろん、前述したフリードリヒ3世の統治に対する不満とともに、都市政治に対する構造的な不満も蓄積していたと考えられる。すなわち、中世ウィーン制度史上重要な「1396年の参事会選挙特許状」では、参事会はそれぞれ3分の1ずつ「騎士市民」、商人、手工業者(親方)によって構成されると規定されていた⁴⁶⁾。それは市民団内の政治的対立をあらかじめ回避することを目的としていた。しかし実際には参事会員としての職務をこなすために必要な時間上、財政上の余裕を持つ手工業者は、商業にも従事し、かつ定期金収入もある、ごく一部の富裕な層に限られ、大多数の手工業者は事実上参事会から排除されていたのである⁴⁷⁾。

ホルツァーたちは、等族からも鼓舞されて⁴⁸⁾、叛乱を企てた。ホルツァーは一旦ウィーンを離れ、1462年8月19日キルヒハイマーは武装した60人の民衆とともに市庁舎を占拠し、全参事会員と市長、おもだった皇帝支持派を捕らえた(ペーテルは宮城に逃れた)。そして叛乱側はまさに同日ウィーンに帰還したホルツァーを指導者に選んだ⁴⁹⁾。それを受けて、彼は公に「ゲナンテンとゲマインの最高指導者」oberster Hauptmann von Genannten und Gemeinと名のつた⁵⁰⁾。匿名の年代記作家によって彼の受託演説が伝えられているが、その一部を以下に引用しよう。

「……わたしは、あなたたちと共にこの都市の公共の福利 *gemainer nutz* が考慮され、私利 *aigennutz* が放棄されるように努め、そして喜んであなたたちに心を配り、すべてを共に等しく引き立て、支え、こうして何人も苦しめないよう努めたい。」⁵¹⁾

この演説からは、ホルツァーがアイツィングの死後、政治家として自立するために、またフリードリヒ3世によって造幣長官を罷免された後、再び権力の座にのぼるために、いわば「護民官」へと活動の方向を転換したことが読み取れる。ここで注目されるのは、ホルツァーが「公共の福利」の尊重と「私利」の排除、平等の実現を権力奪取の目的として強調している点である。周知のごとく、中世後期から近世にかけての平民の政治意識を「共同体主義」Kommunalismusの発展のなかに位置づけることによって捉えたのは、ペーター・ブリックレである。彼は「共同体主義」のメルクマールの1つとして、家とゲノッセンシャフト的に組織された労働によって媒介される、共同体における共同生活が、農民と市民を拘束する価値と規範を生み出すことを挙げるが、その価値と規範とは、平和、公共の福利、家の必需（生活するために十分な糧）、平等であった⁵²⁾。ホルツァーは、これらの価値と規範を掲げることによって、手工業者を中心とした彼の支持者の市民意識が鼓舞され、ゲノッセンシャフト的な結合がもたらされ、それらが暴力による権力奪取に正当性を与えることを知っていたのである⁵³⁾。

(2) 市長就任から刑死まで

ホルツァーたちは、ヴィーナーノイシュタットに強力な皇帝軍がいたので、皇帝からの離反をあえて明確にはしなかった。1462年8月20日にはキルヒハイマーとエーデンアッカーが弁明のために皇帝を訪れ、ウィーン市の誠実を表明している⁵⁴⁾。皇帝は8月24日夜から25日にかけて軍隊とともにウィーン市に入城したが、ホルツァーたちの敵意を察知したので、9月7日にゲナンテンを宮城に呼び寄せ、そこで新市長と新参事会を選出させた。しかしこの異例の事態に、ゲマインは憤激し、新市長に対する誠実宣誓を拒否した。そして9月19日ゲマインとツェッヒェZeche（ウィーンと同職組合）のすべての手工業者、若干の上層市民によって、ヴォルフガング・ホルツァーが新市長に選ばれ、同時に新参事会員も選出された。新参事会員には、キルヒハイマーやエーデンアッカー、シュタルヒなどホルツァーの同志・支持者の他、旧参事会には存在しなかった5名の手工業者が選出された⁵⁵⁾。すなわち定員18名のうち3分の1弱が手工業者によって占められることになり、したがって前述「1396年の参事会選挙特許状」で定められた手工業者の割合に近づくのである。このことは、当該叛乱の

目的が、都市統治体制の根本的な変革にあったのではなく、むしろ「1396年の参事会選挙特許状」で定められた正統的な秩序の回復にあったことを示している。同特許状の眼目が、参事会定員の3分の1を手工業者に割り当てることによって、残り3分の2を占める「騎士市民」と大商人層の支配を安定させることにあった点を考慮すれば、当該叛乱は、ツェッヒェに抛る手工業者が重要な役割を担ったことは事実としても、「ツunft闘争」とは言えない⁵⁶⁾。

さて、新市長と新参事会員は4日後皇帝に誠実宣誓し、皇帝もその選挙結果を承認した。しかし、その後もウィーン市とフリードリヒ3世の相互不信は深まるばかりであった。ウィーン郊外では給料未払いの皇帝軍の兵士による掠奪行為が深刻さを増していた。それは遠隔地商業とならんでウィーン経済を支える、ブドウ栽培に甚大な被害を与えつつあった。時はあたかもブドウの収穫期であった。ウィーン市は皇帝に対して弊害の除去を嘆願したが、皇帝は見返りに6000グルデン、あるいは少なくとも3000グルデンの貸与を要求した。都市はこの要求を拒否し、10月4日に誠実宣誓を取り消し、10月6日には皇帝に敵対通告した。理由は、皇帝が、領邦＝都市君主として果たすべきウィーンに対する保護義務を果たしていないことであった⁵⁷⁾。ホルツァーは、一旦解放されていた皇帝支持派を再び捕らえ、彼らの家屋の掠奪を命じた。掠奪はホルツァーを支持した民衆を満足させるための措置であったが、その際彼自身もペーテルの財産を奪ったことで、後々評判を傷つけることになる。皇帝側近も数名捕らえられたが、皇帝自身は家族と少数の彼に同調する市民とともにウィーンの宮城に立て籠もった。その後皇帝は2か月近くにわたって籠城戦を戦うことになる⁵⁸⁾。

1462年11月2日アルブレヒト6世は軍を率いてウィーンに到着し、ホルツァーと現下の情勢について会談した。11月19日には皇帝からの救援要請を受けたボヘミア王ボジェブラト率いる軍とシュタイアマルクからの皇帝軍が合流して、ウィーンを攻撃したが、市長ホルツァー自身が率いるウィーン守備隊に敗れた。ただし守備隊の被害も大きかった⁵⁹⁾。その後アルブレヒト6世、ボジェブラト、皇帝の使者による和平交渉がコロノイブルク(下オーストリア)ではじまり、ウィーンは市長ホルツァーを派遣した。交渉は12月2日に妥結した。妥結内容は、①アルブレヒト6世は8年間下オーストリアにおいて摂政支配を行う、②アルブレヒトはその見

返りとしてフリードリヒ3世に毎年4000グルデンを支払う、③捕虜は交換され、釈放される、④皇帝と皇帝の支持者から奪われた財産は償還される、である。ホルツァーとその支持者にとっては、④が問題であった。それによってホルツァーたちは幅広い民衆の支持を失うかもしれなかった。ホルツァーは妥結内容に抗議したが、アルブレヒトはそれを無視し、シュテファン聖堂の説教壇からウィーン市民に向けて直接講和の成果を告知した。アルブレヒトはウィーン市民の支持を得ることができた。ウィーン市民にとって、ウィーンが今後数年間皇帝の支配下に戻らないことは安心材料であったし、郊外の農地の荒廃は深刻で、何よりも平和が必要であった⁶⁰⁾。12月4日皇帝はウィーンの宮城を離れ、講和批准のためコロノイブルクに向かった。その夜ホルツァーは再び皇帝支持派の家屋を掠奪させた。翌日アルブレヒトに弁明を求められると、まだ講和は発効していないと答えるだけだった⁶¹⁾。

12月26日ウィーン市はアルブレヒトに誠実宣誓し、宮城を彼に引き渡したが、ホルツァーは内心すでにアルブレヒトから離れていた。すなわち、すでにホルツァーは、皇帝の使者イェルク・フォン・シェーンベルク Jörg von Schönberg と秘密裏に交渉していた。最終的に両者は、ホルツァーと彼の支持者が、反アルブレヒトの暴動を起こしてウィーンを皇帝の支配下に移行させることと引き換えに、皇帝から恩赦され、さらにホルツァーには6000グルデンが与えられ、皇帝軍はその暴動を支援することで合意した⁶²⁾。皇帝の使者は、アルブレヒトに対するホルツァーの怒りと金銭欲を巧みに利用したようである。

1463年になると、アルブレヒトは再び皇帝と戦火を交え、皇帝は、アルブレヒトがコロノイブルク講和を破ったと非難した。こうした状況において同年4月8日ホルツァーは、参事会とゲナンテン、ゲマイン、ツェッヒェの重要人物を自宅に呼び集め、彼がアルブレヒトのスパイの疑いをかけていたキルヒハイマー他3人を穴倉に閉じ込め、計画の表向きの目的について述べた。すなわちホルツァーはまず、アルブレヒトがウィーン市内に軍を駐留させようとしており、その際市民は各々10から20人の兵士を自宅に収容することを余儀なくされるだろうと脅した。そして、それを防いで市民を保護するために、400人の騎兵（叛乱の支援のために市外で待機している皇帝軍を念頭に置いていた）を市内に入れたいと述べ、またその軍隊の圧力でもって、皇帝とアルブレヒトの間にすみやかに和平もたら

すことができるだろうと結んだ。これは市民の、兵士に対する恐怖と平和への切望を巧みに利用した演説である。集められた市民はほとんどホルツァーの計画に同意したが、ヤーコブ・シュタルヒは不審に思い、アルブレヒトに警告した⁶³⁾。

4月9日の朝ホルツァーは400人の皇帝軍の騎兵を市内に入れ、さらに手工業者を動員した。アルブレヒトはすでに警告されていたので武装して自ら戦い、さらに演説をして市民を味方につけることに成功した。皇帝軍は撃退され、反アルブレヒト蜂起は失敗した。ホルツァーは逃れた。しかし彼は依然として自らのカリスマを信じ、ウィーンでもう一度自分の運を試そうと思い、ブドウ摘み労働者に変装してウィーンに近づいたが、捕らえられた。アルブレヒトはホルツァーを含め19名の市民を逮捕した。1463年4月15日ライヒオルフ、エーデンアッカー、他市民3名は四つ裂き刑の判決を受けたが、恩赦の嘆願が受け入れられ、斬首刑に処せられた。ホルツァーは大逆罪で四つ裂き刑に処せられた⁶⁴⁾。

6. おわりに

1462-63年の叛乱の歴史的特質を検討するに際しては、今日でもなおオットー・ブルンナーの考察からはじめるのが適切であるように思われる。ブルンナーは『始まりから16世紀に至るまでの都市ウィーンの財政』(1929)において、当該叛乱の特徴を以下の3点において示している⁶⁵⁾。

①遺産相続をめぐる、ハプスブルク君主家内の混乱・争いを契機として、領邦政治に影響力を強めるオーストリア等族の動きと連動して、当該叛乱は勃発した。しかしウィーン市がこの等族運動においてイニシアティブをとることはなかった。

②当該叛乱は、都市統治構造の変革を目的とした闘争では決してなく、むしろ都市支配層内の、対立する諸集団による権力闘争が、広汎な市民層の、時の都市政府に対する不満と結びついて発生した。具体的に述べれば、ヴォルフガング・ホルツァーを中心としたアルブレヒト6世・等族支持派が、ニクラス・テシュラーなどを中心とした皇帝支持派に牛耳られる都市政府を、手工業者を核としたゲマインの、皇帝の政策に対する不満を利用して打倒した、ということになるであろう。したがって、それは支配層内の、2つの集団の入れ替わりであり、ツンフト市制の導入をめざす「革命」

ではありえない。そもそも、当時のウィーンでは社会闘争などは期待しえなかった。なぜなら、参事会員として地位は、政治的特権ではなく、経済および軍事上の能力や業績によって正当化されたため、閉鎖的な都市貴族層が存在せず、支配層の流動性は高かったからである。

③叛乱の法的根拠は、義務を果たしていない領邦＝都市君主に対して都市が行使することができる反抗権 *Widerstandsrecht* であった。それは、1462年にホルツァーがフリードリヒ3世に対して誠実放棄し、敵対通告した際に、その根拠として、フリードリヒ3世が、領邦＝都市君主として果たすべきウィーンに対する保護義務を果たしていないことを挙げた点から説明できる。

以上のように、ブルンナーは当該叛乱の特徴を、貴族との連携、統治構造の連続、合法性＝双務的誠実関係の中に見ることによって、当該叛乱の前近代性を強調しようとした。ツunft闘争が時に小市民の革命と称されるほど高く評価された時代にあつて、ブルンナーの議論は重要であった。

以後、1462-63年の叛乱に関する考察は、基本的にブルンナーの提示した理解の枠組み中で行われてきたように思われる⁶⁶⁾。筆者もブルンナーの理解は現在でもなお有効であると考ええる。しかし本稿で行われた、ヴォルフガング・ホルツァーの政治活動に関する検討の結果から、当該叛乱の特質に関して2点付け加えることが可能ではないかと考える。

第1に、当該叛乱の「共同体主義」的性格である。この叛乱によつてもたらされた「成果」の1つは「1396年の参事会選挙特許状」の文字通りの実施であり、それによつて市民のより広い層が参事会に代表を送ることが可能となった。それ自体はウィーンの都市制度史上何ら革新的なことではないし、この「成果」はホルツァーの処刑後すぐに失われてしまう。しかし、このような「成果」が「公共の福利」など平民の価値と規範を掲げて権力を奪取した指導者によつてもたらされたことは重要である。従来のウィーン史研究は、当市がすでに中世後期において社会構造や自治のあり方に関して領邦＝都市君主の強い影響をうけており、16世紀初頭には自立的地位をほぼ失ったため、その市民意識やゲノッセンシャフト的な結合を軽視してきた。しかし、ホルツァーが、これらの価値と規範を掲げることによつて、手工業者を中心とした彼の支持者の市民意識が鼓舞され、ゲノッセンシャフト的な結合がもたらされたとすれば、それは当時のウィーンにおける共同体的成熟を示すものであったと言えよう。

第2に、1462-63年の叛乱の指導者であるヴォルフガング・ホルツァーが、その政治活動のほとんどの期間を通じて、等族主導の領邦政治の実現をめざす運動あるいはその担い手と強く結ばれていたことは注目される必要がある。われわれは、ホルツァーの政治活動から「共和主義」と「共同体主義」の親和性を読み取ることが可能ではなからうか。「共和主義」「共和政」は、複数の身分ないし社会集団が国家の意思決定に能動的・自覚的に参加するような政治体制を指す概念で、中世後期から近世ヨーロッパの政治制度や政治文化を理解するための鍵概念として近年多くの関心を集めている⁶⁷⁾。すでにブリックレは、「共同体主義」と「共和主義」の親和性を指摘しているが⁶⁸⁾、だとすれば、1462-63年の叛乱を中世後期ウィーンにおける1つの出来事としてのみならず、同時代のヨーロッパの政治的パラダイムの中に位置づけることが可能ではなからうか。

以上をもって本稿を終わりとしたい。

注

- 1) Richard Perger, Wolfgang Holzer. Aufstieg und Fall eines Wiener Politikers im 15. Jahrhundert, in: Jahrbuch des Vereins für Geschichte der Stadt Wien 41, 1985, S. 7-61, hier: S. 53.
- 2) 例えば, Felix Czeike, Wien und seine Bürgermeister. Sieben Jahrhunderte Wiener Stadtgeschichte, Wien 1974, S. 113-114.
- 3) 中世後期ウィーンの通史、制度史、社会史、文化史の抱括的叙述として、Peter Csendes und Ferdinand Opll (Hg.), Wien. Geschichte einer Stadt, Bd. 1: Von den Anfängen bis zur Ersten Wiener Türkenbelagerung (1529), Wien, Köln, Weimar 2001を参照。
- 4) Perger, Wolfgang Holzer.
- 5) ヴォルフガング・ホルツァーの出自に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 9-11を参照。
- 6) Perger, Wolfgang Holzer, S. 9.
- 7) Perger, Wolfgang Holzer, S. 11.
- 8) ホルツァーの経済活動に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 11-12を参照。
- 9) Perger, Wolfgang Holzer, S. 11.
- 10) 造幣所仲間 / 造幣所仲間団体に関しては、Otto Brunner, Zwei Studien zum Verhältnis von Bürgertum und Adel, in: Otto Brunner, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, Dritte, unveränderte Auflage, Göttingen 1980, S. 266 ; 服部良

久「宮廷都市ヴィーンの成立」比較都市史研究会編『都市と共同体』上巻（名著出版、1991年）、125頁を参照。

- 11) ホルツァーの最初の結婚および姻戚に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 12-14を参照。
- 12) ゲナンテンとは、参事会に次ぐ自治団体で200名程度の市民から構成された。半分程度は手工業者層によって占められた。選挙ではなく、参事会の決定によって成員が補充され、任期は終身またはウィーン市民権を放棄するまでであった。参事会員は毎年ゲナンテンの選挙によって選ばれ、その後領邦＝都市君主の承認を受けた。Vgl. Csendes und Opll, Wien, S. 212-214.
- 13) Perger, Wolfgang Holzer, S. 14.
- 14) ホルツァーの2度目の結婚および姻戚に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 14-17を参照。
- 15) ホルツァーのプレスブルクの親戚に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 21-24を参照。
- 16) ホルツァーの資産に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 28-31を参照。
- 17) 債権者としてのホルツァーの活動に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 31を参照。
- 18) 「騎士市民」をはじめとする、中世ウィーンの都市支配層の経済活動、貴族との関係、文化、エートスに関しては、Brunner, Zwei Studien zum Verhältnis von Bürgertum und Adel, S. 242-276を参照。
- 19) この間のホルツァーの政治活動に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 32-36を参照。
- 20) フリードリヒ3世後見政治期のウィーンの通史は、Csendes und Opll, Wien, S. 154-157を参照。
- 21) ゲマインに関しては、Csendes und Opll, Wien, S. 214を参照。
- 22) ウルリヒ・フォン・アイツィングに関しては、Csendes und Opll, Wien, S. 154-156, 158を参照。
- 23) Csendes und Opll, Wien, S. 155.
- 24) Perger, Wolfgang Holzer, S. 33.
- 25) 造幣長官に関しては、Csendes und Opll, Wien, S. 216を参照。
- 26) アイツィングとツィリ伯の闘争に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 34-38を参照。
- 27) Perger, Wolfgang Holzer, S. 36-37.
- 28) Perger, Wolfgang Holzer, S. 37.
- 29) Csendes und Opll, Wien, S. 156.
- 30) Perger, Wolfgang Holzer, S. 39.
- 31) Perger, Wolfgang Holzer, S. 40.

- 32) Perger, Wolfgang Holzer, S. 39.
- 33) 市長は参事会の議長を務め、毎年参事会員選挙の際に1名選ばれる。Vgl. Csendes und Opll, Wien, S. 215.
- 34) Csendes und Opll, Wien, S. 157.
- 35) Perger, Wolfgang Holzer, S. 41.
- 36) Perger, Wolfgang Holzer, S. 55.
- 37) Otto Brunner, Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert (Studien aus dem Archiv der Stadt Wien 1/2), Wien 1929, S. 15.
- 38) Perger, Wolfgang Holzer, S. 41.
- 39) ホルツァーの再失脚に関しては、Perger, Wolfgang Holzer, S. 42を参照。
- 40) Perger, Wolfgang Holzer, S. 42.
- 41) Ferdinand Opll, Nachrichten aus dem mittelalterlichen Wien. Zeitgenossen berichten, Wien, Köln, Weimar 1995, S. 168.
- 42) Csendes und Opll, Wien, S. 159.
- 43) Perger, Wolfgang Holzer, S. 42.
- 44) Perger, Wolfgang Holzer, S. 43.
- 45) Opll, Nachrichten aus dem mittelalterlichen Wien, S. 180.
- 46) 同特許状に関しては、Csendes und Opll, Wien, S. 143-144を参照。
- 47) Brunner, Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert, S. 15.
- 48) Perger, Wolfgang Holzer, S. 43.
- 49) Csendes und Opll, Wien, S. 162-163.
- 50) Perger, Wolfgang Holzer, S. 43.
- 51) Perger, Wolfgang Holzer, S. 43より引用。
- 52) Peter Blicke, Kommunalismus und Unruhen, in: Peter Rauscher und Martin Scheutz (Hg.), Die Stimme der ewigen Verlierer? Aufstände, Revolten und Revolutionen in den österreichischen Ländern (ca. 1450-1815), Wien, München 2013, S. 225-236, hier: S. 226.
- 53) 「公共の福利」の理念がドイツ中世都市において、どのような形で存在し、どのような場面でどう認識されていたのかを検討した論考として、田中俊之「ドイツ中世都市における「公共の福利」理念」『史林』76巻5号、1993年、41-73頁を参照。
- 54) Perger, Wolfgang Holzer, S. 44.
- 55) Opll, Nachrichten aus dem mittelalterlichen Wien, S. 181.
- 56) 近年の中世都市研究は、いわゆる「ツunft闘争」の「革命的」性格を否定し、伝統的秩序との「非断絶」を強調している。神寶秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質—帝国自由都市から領邦都市へ—』創文社、2010年、

12-14頁を参照。

- 57) Csendes und Opll, Wien, S. 163.
- 58) Perger, Wolfgang Holzer, S. 44.
- 59) Perger, Wolfgang Holzer, S. 44-45.
- 60) Csendes und Opll, Wien, S. 165.
- 61) Perger, Wolfgang Holzer, S. 45.
- 62) Perger, Wolfgang Holzer, S. 46.
- 63) Perger, Wolfgang Holzer, S. 47-48.
- 64) Perger, Wolfgang Holzer, S. 49.
- 65) 3点に関しては、Brunner, Die Finanzen der Stadt Wien von den Anfängen bis ins 16. Jahrhundert, S. 14-18を参照。
- 66) 例えば、近年中世後期・近世オーストリア都市における騒擾の構造的要因を検討したアンドレア・ピューリンガーも、ブルンナーの理解に依拠している。Vgl. Andrea Pühringer, Aufruhr—Ausnahmefall oder Strukturelement des Politikgeschehens in vormodernen österreichischen Städten? in: Rauscher und Scheutz, Die Stimme der ewigen Verlierer? S. 330-349, hier: S. 333-336.
- 67) 小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実—』山川出版社、2004年。
- 68) Peter Blickle, Kommunalismus. Skizzen einer gesellschaftlichen Organisation, Bd. 2, München 2000.